

事業者の皆様へ(業種を問わない支援制度等)

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
給付金・助成金等	◆感染防止対策に取り組みたい					
	従業員へのPCR検査実施の支援	中小企業等PCR検査補助金	県	県内に事業所を有する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者が自主的に行うPCR検査等の費用を支援 ・補助率:1/2以内 ・上限額:法人30万円 個人事業主15万円 ●申請期間 第1期:令和4年4月6日～9月30日 第2期:令和4年10月3日～令和5年2月28日 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等PCR検査補助金事務局 ☎0836-38-8531
	◆コロナを契機に新たな事業に取り組みたい					
	新分野展開や業態転換で事業を立て直したい事業者への支援	事業再構築補助金	国	<p>以下の要件をすべて満たす企業・団体等</p> <p>①令和2年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(令和元年又は令和2年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等</p> <p>②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の支援 ・補助率:2/3 ・補助上限額:8,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業再構築補助金事務局 ☎0570-012-088 (IP電話等) ☎03-4216-4080

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先	
給付金・助成金等	感染防止対策をしつつ、新たな取組にチャレンジしたい事業者への支援	小規模事業者持続化補助金	国	以下に該当する小規模事業者と要件を満たす特定非営利活動法人 【商業・サービス業】 常用従業員数 5人以下 【宿泊業・娯楽業・製造業その他】 常用従業員数 20人以下	・補助率：2/3 ・補助上限額：50万円 ・補助対象：店舗改装、チラシ作成、広告掲載 等 ※その他、令和3年度補正予算に伴う特別枠の拡充がある予定です。	・商工会地区：全国商工会連合会 ☎03-6670-2540 ・商工会議所地区：日本商工会議所 ☎03-6447-2389 ・生産性革命推進事業に係る補助金 お問合せコールセンター ☎03-6837-5929	
	◆従業員の雇用を守りたい						
	従業員に休業手当を支払っている事業者への支援	雇用調整助成金	国	以下の条件を全て満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している ②最近1か月間の売上高又は生産量などが前年同月比5%以上減少している ③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている	●休業手当等の最大10/10を助成 (日額最大12,000円)	・雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター ☎0120-603-999 ・山口労働局職業対策課 ☎083-995-0383 ・各ハローワーク	
	子どもの世話をを行うための有給休暇を労働者に取得させた事業主への支援	小学校休業等対応助成金	国	子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 *×10/10 *上限額あり	・雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンターフリーダイヤル ☎0120-60-3999	
		小学校休業等対応支援金		子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者	令和4年1月1日から同年9月30日までの間において、仕事ができなかった日について、支援金を支給（4,177円～7,500円）		
休業手当の支払いを受けない方への支援	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	国	①令和3年10月1日から令和4年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者 ②令和3年10月1日から令和4年9月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等	コロナ感染症及びそのまん延防止の措置により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けないことができなかった方に対し、当該労働者の申請により、概ね休業前賃金の8割を給付（休業期間、勤務状況により支援額は変動します）	・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276		

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
給付金・助成金等	コロナで離職を余儀なくされた方を雇用する事業者への支援	トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対策トライアルコース)	国	次の全ての要件を満たす労働者の雇用で、本人がトライアル雇用を希望する場合 ①紹介日において、離職している ②紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している	●支給対象者1人当たり、月額最大5万円 (最長3か月間)	・ 山口労働局職業対策課 ☎083-995-0383 ・ 各ハローワーク
	コロナ禍で雇用過剰や人手不足となり在籍型出向を希望・検討・実施している事業者への支援	企業間の人材マッチング支援	(公財) 産業雇用安定センター	在籍型出向を希望・検討している事業所	●支援内容 ・ 事業所間の出向マッチング支援 (無料の相談・助言・斡旋)	・ 産業雇用安定センター 山口事業所 ☎083-973-8071
		産業雇用安定助成金	国	以下の①及び②が支給対象 ①新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として在籍型出向により労働者を送り出す事業主 (出向元事業主) ②当該労働者を受け入れる事業主 (出向先事業主)	●支援内容 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成	・ 山口労働局職業対策課 ☎083-995-0383 ・ 各ハローワーク ・ 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンターフリーダイヤル ☎0120-60-3999
	◆水際対策への支援がほしい					
外国人材を受け入れる事業者が新型コロナウイルス感染症に係る水際対策に対応するための経費を支援	外国人材受入緊急支援事業	県	外国人材を受け入れる事業所	●支援内容 ・ 外国人材を受け入れる際に必要となる新型コロナウイルス感染症に係る水際対策に対応するための経費 (宿泊費・交通費) を補助 [補助率] 1/2 [補助上限] 30万円/事業者 (外国人材1人あたり6万円)	外国人材受入緊急支援事業補助金事務局 ☎0836-39-7507	

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい事業者への支援	セーフティーネット貸付の要件緩和	日本政策金融公庫	資金繰りのため融資を受けたい事業者	●「売上高が5%以上減少」の要件緩和（今後の影響が見込まれる事業者も対象）	・日本政策金融公庫各支店
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した事業者	●無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% ●売上高20%減少の場合、実質無利子（小規模事業者15%以上減少、個人事業主要要件なし）	・日本政策金融公庫各支店
		新型コロナウイルス対策マル経融資	日本政策金融公庫	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した小規模事業者	●無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% ●売上高15%減少の場合、実質無利子（個人事業主要要件なし）	・日本政策金融公庫各支店
	資金繰りのため融資を受けたい事業者への支援	実質無利子・無担保融資	日本政策金融公庫	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比20%以上減少した事業者 ※小規模の個人事業主：5%以上 ※小規模の法人：15%以上	●利子補給を通じて当初3年間、実質無利子・無担保融資	・日本政策金融公庫各支店
		危機対応融資	商工組合中央金庫	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した事業者	●無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% ●売上高15%減少の場合、実質無利子（個人事業主要要件なし）	・商工組合中央金庫各支店
		ビジネスモデル再構築支援資金（中小企業制度融資）	県・取扱金融機関・信用保証協会	コロナ禍を乗り越え、今後の経済社会に対応していくため、以下のいずれかの業態転換や事業多角化など事業再構築の取組を行う中小企業者 ・原材料や生産技術の転換等、新たな事業に取り組み、経営の生産性や付加価値向上につながるもの ・SDGsの趣旨に沿った「持続可能な社会づくり」に貢献する事業再構築 ・地域牽引計画事業、経営革新のための事業、経営力向上に係る事業を実施するもの	●融資利率 5年以内：年1.5～1.7% 5年超：年1.6～1.8% ●融資限度額 1億円 ●保証料率 年0.34～1.76% ●融資期間 10年（据置2年）以内	・県内に支店のある金融機関 ・山口県信用保証協会各営業店 ・山口県経営金融課 ☎083-933-3188

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい事業者への支援	経営安定資金（伴走支援枠）（中小企業制度融資）	県・取扱金融機関・信用保証協会	以下のいずれかに該当する中小企業者 ①新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の認定を受けた方 ②セーフティネット保証5号の認定を受け、認定における売上高等の減少率が15%以上の方等 ③最近1か月間の売上高が、前年同月の売上高と比較して▲15%以上の方等（セーフティネット保証の認定は不要）	●融資利率 5年以内：年1.5～1.7% 5年超：年1.6～1.8% ●融資限度額 1億円 ●保証料率 国・県からの補助により、保証料率を軽減 ・融資対象①②：事業者実質負担 年0.05% ・融資対象③：事業者実質負担 年0.09%～年0.70% ●融資期間 10年(据置5年)以内	・県内に支店のある金融機関 ・山口県信用保証協会各営業店 ・山口県経営金融課 ☎083-933-3188
		新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業	県	新型コロナウイルス感染症対応資金を利用した中小企業者	新型コロナウイルス感染症対応資金の返済計画の見直し（条件変更）によって追加で生じる信用保証料	・山口県信用保証協会各営業店 ・山口県経営金融課 ☎083-933-3188
猶予	税金の納付が困難な事業者への支援	納税の猶予	国 県 市町	新型コロナウイルスの影響により、一時に納税を行うことが困難な事業者	・納税（徴収）の猶予 ・申請による換価の猶予	・各税務署 ・各県税事務所 ・各市町税務担当課

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
キャンペーン	新型コロナウイルスの影響を大きく受けた山口県のお店の応援	頑張るお店応援プロジェクト	県	参加店舗への支援を申し込んだ方に、そのお店で使える50%のプレミアム付きチケット「元氣にやまぐち券」を発行 ●参加店舗募集期間：令和4年4月6日～ ●支援者募集期間：令和4年5月23日～ ※支援金額が累計20億円に達したため、支援者募集は終了 ●チケット利用期間：令和4年7月1日～		・クラウドファンディング支援事務局 株式会社 K A I K A ☎083-223-1469
	新型コロナウイルスの影響を受けている県内中小企業者の支援【再掲】	新型コロナ対策EC送料支援事業	県	大手ECサイトに出品 又は ECサイトを運営する県内中小企業者	事業者がインターネットで通信販売を行う商品の送料実費額（配送業者への支払額）を支援 ・送料支援金 1事業者あたり5～40万円 ○第1回事業者募集期間 令和4年4月21日～令和4年5月13日【終了】 ●第1回キャンペーン期間 令和4年6月1日～令和4年8月31日【終了】 ○第2回事業者募集期間 令和4年8月1日～令和4年8月22日【終了】 ●第2回キャンペーン期間 令和4年10月1日～令和4年12月31日	やまぐちECメール便事務局 株式会社 YMFG ZONEプランニング ☎083-942-0430

事業者の皆様へ(業種別の支援制度等)

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
社会福祉施設等	介護・障害福祉分野への就職の支援	介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度	国	他業種から介護・障害福祉の職への転職希望者	●職業訓練修了後、就職に必要な準備資金20万円が借りられる(2年間継続して介護施設等で就業すれば返済免除)	・各ハローワーク
	介護施設等のサービス継続の支援	介護施設等コロナ対策関連事業	県	衛生用品の購入や個室化改修等を行う介護施設等	●補助基準額(定額上限) ・衛生用品購入等 ※施設毎に個別設定 ・個室化改修等:978千円/床	・山口県長寿社会課 ☎083-933-2793
	障害者福祉施設等のサービス継続の支援	障害者福祉施設等コロナ対策関連事業	県	障害者福祉施設等	●補助基準額(定額上限) ・衛生用品購入等 ※施設毎に個別設定 ・個室化改修等	・山口県障害者支援課 ☎083-933-2735
	コロナ禍での保育所等の事業継続実施に向けた支援	保育対策総合支援事業	市町	【概要】 対象施設が行う感染対策のための衛生用品、備品等の購入支援 【対象施設】 保育所等、児童厚生施設(市町所管施設)	●補助基準額 ①保育所等(1施設当たり) ・定員~19人:30万円 ・定員20人~59人:40万円 ・定員60人~:50万円 ②児童厚生施設(市町所管施設) ・1施設当たり30万円	・各市町児童福祉施設所管課
	コロナ禍での認可外保育施設の事業継続実施に向けた支援	民間保育サービス施設等コロナ対策関連事業	県	【概要】 感染対策ために追加で生じた人件費、感染対策に資する備品・消耗品の購入費の支援 【対象施設】 認可外保育施設、児童厚生施設(県児童センター)	●交付額(1施設当たり) ①認可外保育施設 ・居宅訪問型事業及び定員19人以下:30万円 ・定員20人~59人:40万円 ・定員60人~:50万円 ②児童厚生施設(県児童センター) ・1施設当たり30万円	・山口県子ども政策課 ☎083-933-2747
	コロナ禍での放課後児童クラブ等における子育て支援事業の継続実施に向けた支援	地域子ども・子育て支援事業	市町	【概要】 ①対象施設が行う感染対策のための衛生用品、備品等の購入支援等 ②感染症対策のための改修(トイレ、非接触型の蛇口の設置等) 【対象施設】 放課後児童健全育成事業等に取り組む施設	●補助基準額 ①15~50万円 ②100万円 ※事業・定員ごとに設定	・各市町児童福祉施設所管課
	コロナ禍での保護施設(救護施設)の事業の継続実施に向けた支援	社会福祉施設等補助事業	県	県所管の保護施設(救護施設)	●内容 ・衛生管理体制の確保に必要な経費を補助 ●限度額 ・50万円/1施設	・山口県厚政課 ☎083-933-2727

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
社会福祉施設等	コロナ禍での物価高騰に対応するための子育て世帯の負担軽減	保育所副食費等物価高騰緊急対策支援事業	県市町	私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 ・市町が実施する、私立認可保育所・私立幼保連携型認定こども園・地域型保育事業、特例保育における、令和3年度から令和4年度にかけての1号・2号認定子どもの食事の提供に要する食材料費支出の増加相当額の軽減に要する費用に対する補助 ・認可外保育施設における、令和3年度から令和4年度にかけての利用子どもの食事の提供に要する食材料費支出の増加相当額に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県子ども政策課 ☎083-933-2747
	感染症対策に取り組む飲食店の認証及び支援	やまぐち安心飲食店認証制度	県	<p>感染予防の取組（30項目）を実践する飲食店で、次のいずれにも該当すること</p> <p>①県内で、食品衛生法に基づく営業許可を受けて飲食店又は喫茶店等を営業している</p> <p>②屋内の客席において飲食させる営業を行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「やまぐち安心飲食店」ポスター等の配付 ●専用ウェブサイト到店舗名等を掲載 ●認証受付期間 令和4年4月28日～令和5年3月3日 	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち安心飲食店認証事務局 ☎083-974-4121
観光事業者	宿泊施設の設備投資への支援	<p>第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業(第2次募集)</p> <p>【事務局HP】 https://shukuhakushien2.ikouyo-yamaguchi.jp/</p>	県	<p>旅館業法第3条第1項の許可を受けた山口県内の宿泊施設</p> <p>ただし、令和4年2月1日に募集を開始した「第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業補助金」の交付決定を受けた施設は除く</p>	<p>宿泊施設の高付加価値化等を図る取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の上限:1施設あたり1,600万円 ・補助上限:1施設あたり最大1,200万円 ・補助率:4分の3 ・補助対象期間:令和3年4月1日から令和5年1月13日 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業事務局 ☎083-974-3202
		旅々(たびたび)やまぐち割プラス	県	<ul style="list-style-type: none"> ・国内居住者による山口県を目的とする旅行 ・登録旅行会社・登録宿泊施設・登録オンライン旅行予約サイトから予約を行う。 ・ワクチン・検査パッケージの適用が条件 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊代金・旅行代金の40%を割引 【上限】 交通付旅行商品 8,000円 交通付旅行商品以外 5,000円 ●クーポン券 ・登録店で使用できるクーポンを発行(平日:3,000円、休日:1,000円) ●実施期間 ・令和4年10月11日～12月20日(宿泊分まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅々やまぐち割プラス事務局 ☎0120-125-231

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
	大幅に落ち込んだ観光需要の喚起	バスツアー企画旅行支援事業 ※募集一時停止中	県	貸切バスを利用し県内宿泊を伴う旅行商品を造成する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●補助内容 ・県内バス事業者のバスを利用の場合、12万円/台 ・県外バス事業者のバスを利用の場合8万円/台 	(一社) 山口県観光連盟 ☎083-924-0462
		宿泊施設のホール等利活用促進事業(第3期)	県	次のいずれにも該当すること ①旅館業法第3条第1項の許可を受けた施設を山口県内で経営する宿泊事業者 ②原則「やまぐち安心飲食認証店」の認証を受けている者(申請中含む)	コロナの時代に即したホール等の利活用を図る取組を支援(補助率10/10(1施設あたり上限1,000千円))	・宿泊施設のホール等利活用促進事業事務局 ☎083-974-4780
	失われた観光需要の回復と地域の観光関連消費の喚起 【再掲】	Go To トラベル ※現在停止中	国	宿泊を伴う、又は日帰りの国内旅行を行う方	<ul style="list-style-type: none"> ●国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の30%を割引 ●平日3,000円/休日1,000円分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与 ・1人1泊当たり1万円が上限(日帰りは3,000円が上限) ・7泊分まで支援の対象 等 	・Go To トラベル事務局 ☎0570-002-442

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
交通事業者	地域住民に必要な生活バス路線の維持・確保	地方バス路線運行維持対策事業	県	①バス事業者（広域的・幹線的路線） ②市町（その他広域路線） ③市町（地域コミュニティ交通）	●対象経費 ①路線維持費、車両償却費 ②路線維持費 ③路線維持費	・山口県交通政策課 ☎083-933-3120
	離島航路の維持安定及び見島の地域社会の維持	離島航路対策事業	県	①離島航路整備法に基づき指定された航路事業者 ②萩市	●対象経費 ①運航維持費 ②見島航路の島民運賃低廉化経費	・山口県交通政策課 ☎083-933-3120
	コロナ禍での岩国錦帯橋空港を発着する路線の維持	岩国錦帯橋空港国内線の着陸料等の減免措置	国	岩国錦帯橋空港を発着する航空会社	●内容 ・国土交通省告示で定める額から、着陸料は25%、停留料は100%減免 ●減免措置期間 ・令和4年3月～令和5年2月着陸分	・国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課 ☎03-5253-8111
	コロナ禍での山口宇部空港を発着する路線の維持	山口宇部空港国内線の着陸料等の減免措置	県	山口宇部空港を発着する航空会社	●内容 ・山口県山口宇部空港管理条例で定める着陸料、停留料の額から45%減免 ●減免措置を延長する期間 ・令和4年9月～令和5年2月着陸分	・山口県交通政策課 ☎083-933-2522 ・山口県港湾課 ☎083-933-3810
	『山口宇部空港⇄下関駅』間の乗合タクシーによる代替二次交通の確保	山口宇部空港利用促進対策事業	県	山口宇部空港⇄下関駅間の乗合タクシーによる代替二次交通の確保を行う事業者 (山口宇部空港利用促進振興会)	●補助対象経費 ・運行支援費、事業推進費 ●対象期間 ・令和4年4月～令和5年3月	・山口県交通政策課 ☎083-933-2522
農林水産事業者	子ども食堂及び子ども宅食における食育の一環としてのごはん食の推進の支援	政府備蓄米の無償交付	国	ごはん食を提供する食事提供団体（子ども食堂）	●子ども食堂に、団体当たり年間120kgを上限に交付 ●子ども宅食に、団体当たり年間300kgを上限に交付	・農林水産省農産局穀物課 ☎03-3502-7950
	市場価格の低下により収入が減少した農業者への経営支援	農業経営収入保険事業	国	農業者	●収入減少を補てん ●無利子のつなぎ融資を実施	・農林水産省経営局保険課 ☎03-6744-2174
	魚価の下落により収入が減少した漁業者への経営支援	漁業収入安定対策事業	国	漁業者	●収入減少を補てん ●自己積立金の積立猶予	・水産庁漁業保険管理官 ☎03-6744-2356

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
農 林 水 産 事 業 者	中堅・大手外食事業者を支援	中堅外食事業者資金融通円滑化事業	国	中堅・大手外食事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●債務保証による信用力強化 ●既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済 	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）日本フードサービス協会 ☎03-5403-1060
	外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	農業労働力確保緊急支援事業	国	新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず農作業に当たって人手不足になった経営体等	●補助率：定額（交通費3万円/月以内、宿泊費6,000円/泊以内、労働500円/時間等）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国農業会議所 ☎0120-150-055
	外国人材の不足を補う代替人材の募集の支援	農業労働力確保緊急支援事業	国	新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず人手不足になった経営体と関係協同組合等	●補助率：1/2以内（求人情報の掲載費、求人チラシの製作費、マッチング費用）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国農業会議所 ☎0120-150-055
	新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した畜産農場等への事業継続のための支援	発生畜産農場等経営継続対策事業	国	新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が確認された畜産農場等	●補助率：定額（代替要員の派遣、家畜の緊急避難、消毒等の経費、出荷できなくなった生乳への支援）	農林水産省畜産局 ☎03-3502-8111(代表) (乳用牛) 牛乳乳製品課 (肉用牛) 企画課 (豚、家きん) 畜産振興課 (飼料生産組織) 飼料課
	漁業・水産加工業者における労働力の確保の支援	水産業労働力確保緊急支援事業	国	漁業者、水産加工業者	<ul style="list-style-type: none"> ●漁業・水産加工業の経営体が雇用する際の掛かり増し賃金（上限500円/時）、保険料、宿泊費は定額 ●遠洋漁船の外国人船員を継続雇用する又は外国人船員を現地において配乗する際の掛かり増し経費は1/2補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業者向け 水産庁企画課 ☎03-6744-2340 ○水産加工業者向け 水産庁加工流通課 ☎03-6744-2349 ○遠洋漁船向け 水産庁国際課 ☎03-6744-2364
	農業者や漁業者等の経営安定化のための資金支援	担い手総合支援資金制度対策事業 水産振興資金対策事業	県	経営安定化のための融資が必要な農業者や漁業者等	●制度融資に係る利子補給の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県ぶちうまやまぐち推進課 ☎083-933-3360

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
文化・スポーツ関係事業者	ポストコロナを見据えた公演や動画配信への支援及び延期、中止した公演等のキャンセル費用等の支援	ARTS for the future!2 (コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業)	国	公演等の主催者である以下の方（任意団体等含む） ・国内のプロの文化芸術関係団体 ・国内の文化施設の設置者又は運営者等	●補助上限 600万円～2500万円 (1) 充実支援事業 (2) キャンセル料支援事業	・ARTS for the future 2 事務局 ☎0120-070-113
	(参考) 支援情報窓口〔文化庁〕	文化施設や民間団体等の支援については、新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口〔文化庁〕もご参照ください。				
	(参考) 支援情報窓口〔スポーツ庁〕	新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向けお問い合わせ一覧〔スポーツ庁〕もご参照ください。				